

米国電気事業における公衆参加

キーワード：公衆参加，発電施設，立地プロセス，合意形成

高橋 眞砂子

〔要旨〕

米国の電気事業においては、1970年代に入り、環境保護や消費者運動の高まりのなかで発電施設等、開発計画をすすめる上で地域住民や一般公衆の意向をあらかじめ把握する必要が生じてきた。これまで電力各社が取り組んできたPR活動と併せて、公衆参加がその具体的方策としてSite Planningプロセスに採り入れられていった背景である。

米国の電気事業において、公衆参加は、Site Planningの意思決定過程における民主的プロセスとしての意義をもつと同時に、時間や費用や労力を節減するという経済合理性の効果を期待して導入したともいえる。

電気事業への公衆参加導入の結果については、現状ではまだ厳密な意味で評価が確立してはいない。しかし、一般的な結果としてはおおむね肯定的である。会社の意思決定の改善と併せて会社運営上の改良実施計画の改善に貢献するものと考えられている。一方、公衆参加を効果あるものにする上で障壁となっていることは、社内各部門間の関心の違い、目標の違いから生ずる矛盾、公衆参加の受け入れ体制の不十分さである。公衆参加の将来の方向は、これまでの経験のなかから電力各社と公衆とが共に意思決定への参加を強める方向が示唆されている。今後、エネルギー関連問題における政府の役割が増大し、エネルギー開発に関する公衆参加制度のあり方にも影響することになるが、公衆の自主性、電力各社の主体性を損わない形での関与が望まれている。公衆参加はこうした配慮のもとにエネルギー施設の意思決定において公衆/電力各社/政府のパートナー・シップを効果的に結合する一般的な手段となる。

発電施設の合意形成に対する電力各社の考え方については、主として同趣旨のアンケート調査¹⁾の回答、およびPR活動に関するアンケート調査²⁾によって得た知見をもとにまとめたものである。

はじめに

1. 米国電気事業における公衆参加
 - 1.1 公衆参加制度の背景と進展
 - 1.2 電気事業における公衆参加制度の概要
 - 1.3 発電施設立地における公衆参加のモデル
 - 1.4 公衆参加の利点と障壁
 - 1.5 公衆参加の今後の方向
2. 発電施設立地の合意形成に対する米国電力各

社の考え方

- 2.1 Open Site Planning プロセス
- 2.2 Open Site Planning プロセスに対する電力各社の見解
- 2.3 発電施設に関する公衆参加
- 2.4 合意形成における行政機関の役割
- 2.5 規制機関と現行許認可システムの問題点

1) 『STUDY ON POWER PLANT SITING PROCESSES AND ESTABLISHMENT OF CONSENSUS』として、主要私営電力会社約30社を対象に、昭和57年末から58年初めにかけて行ったアンケート調査。回答は14社。調査内容は、Open Site Planning Processesに対する見解、公衆参加および合意形成の方法、発電施設建設のリード・タイム、発電施設の立地、建設手続きに関する行政機関の役割、および発電施設立地、建設に関するPR活動など。

2) 米国電気事業におけるPR活動の実情を把握するため、昭和53年から56年にかけて、毎年問題別に一連の調査を行った。この結果のまとめについては当研究所内部資料 No. 247, 245 を参照されたい。

はじめに

近年、わが国においては電力の需給関係が緩和し、立地問題は当面の緊急課題ではなくなってきた。しかし、すでに新規発電施設の立地の必要性が皆無になったわけではない。また、原子力発電所や、濃縮、再処理、貯蔵施設など原子燃料に係わる施設の立地は、安全性に対する不安、危惧から、なお困難な問題を抱えている。電気事業が、こうした地域住民や一般公衆の意向、関心に適切に対応することは、今後もおお必要であろう。

米国の電気事業における公衆参加が、どのような背景のもとに導入され、その実情はどうであるのか、また、合意形成の手段としての公衆参加について、現状での電力各社の見解・評価はどうか、等について知ることは、わが国電力各社にとってもその意義の可否両面において示唆あるいは参考になる点があろうかと考える。

1. 米国電気事業における公衆参加

1.1 公衆参加制度の背景と進展

米国電力各社において、公衆参加はその発展段階がさまざまであるにせよ、制度として導入されている点は共通している。公衆参加制度はいまや電力各社では“認知”されたものとなっている。

各社が公衆参加制度を導入するに至った理由づけはおよそつぎのようなことである。

一つは米国民として、民主主義の原則そのものに対する認識である。米国が繁栄したのも実にこの民主的プロセスによるものであったと考えている。電力産業は、事業運営上、次第に公衆の声に耳を借さねばならなくなっており、こうした時期、信頼のおける民主的プロセスを企

業にも導入すべきと認識したからである。

二つには、この民主的プロセスは良い結果を得ることができることである。公衆の参加を通して達することができた決定は、公衆の声を聞かずに出した決定よりも費用が少なく済み、時間は節約でき、内容は良く、かつ公衆に受け入れられ易いからである。

三つには、各方面からの多岐多様な意見によって、そうでない場合よりもはるかに良い決定が得られることがある。事業者以外の人々の参加によって、事業者だけでは見落したり、看過まったりする問題点を正すことができる。

四つには公衆の参加を求めればそれだけ見返りがあるということである。政府機関の参加手続きで実証されているように、電力各社の意思決定に公衆の参加を求めるならば、公衆からの豊富な着想とか、反対意見、何らかの示唆を受けることができる。

公衆参加を促がす諸動向

また、近年、電力各社が公衆との関係を良好に維持すること、および公衆参加を必要としたのは、単に電力会社と公衆との問題だけでなく、広く合衆国全体あるいは社会全般の動向にも起因している。

例えば、1970年代初めにみられた政治不信の風潮に加えて、1973年のアラブ石油禁輸を契機として省エネルギー、環境保護運動が高まり、また、この頃から消費者運動も組織され、消費者保護の機運も高まっていった。こうした動向は公衆に対し、自分たちの利害に係わる諸決定の仕組みに関心を向けさせ、それへの参加を要求させるに至った。すなわち、代表民主主義から参加民主主義への転換である。既存の体制に対する不信がゆきわたったためといえよう。

参加民主主義への転換には、米国の社会その

ものの複雑さの深化がある。価値観も追求する目標も多様性が増しており、この多様性を反映させるには参加民主主義が必要なのである。さらに、米国社会の多重構造への自覚もこれを促進している。

環境保護意識の高まりや消費者運動は、地域住民から次第に郡、州、連邦の政府規制の強化にまで発展していった。このような住民意識の高揚と政府規制の下で、電力各社の開発計画は工期を遅らせ、費用を予定以上に使い、かつ企業イメージを悪くする結果を招いている。このような状況に見舞われ、電力各社は住民の諸要求に取り組んだ方がより有利であり、効果的であることに気づいたといえる。

公衆参加制度の発展段階

電力各社が導入した公衆参加制度の発展段階は現状ではバラツキがある。応急的な“コンシューマーズ・リレーションズ”活動から、これをより充実させた“コンシューマーズ・アフェアーズ”活動に発展し、さらには会社の決定の過程に公衆を参加させる段階に至っているというようにである。この段階を類型化すればつぎの三つのタイプに分けられよう。

- 1) 公衆参加の具体的行動にまでは及んでいないもの
- 2) 必要のある都度、その懸案だけ諮問する臨時導入型のもの
- 3) 公衆参加を経営面に広く深く導入し、これによって会社の計画を修正し、改善し、補正していく型のもの

などである。しかし、公衆参加を正式に会社の制度として導入している点は共通している。

1.2 電気事業における公衆参加制度の概要

参加の範囲と内容

米国電気事業にみられる公衆参加³⁾は、事業

運営の広い範囲にわたっている。特定問題から広範囲の問題まで、短期的なものから長期的なもの、意思決定の手續面に係わるものから決定の内容に係わるものまでみられる。これらをまとめてみると以下のようなだろう。

- 1) 発電施設（送電線を含む）の建設予定地の選考
 - 多くの場合委員会の形（例えば立地助言委員会）がとられ、立地点の選考作業や最終勧告の作成をはじめ、環境影響報告書（EIS）の作成に係わる。
- 2) 上述の段階で終らせず、委員会を施設の建設期間から完成後の運転期間まで存続させ、地域社会との間の連絡・情報交換の役割を担当する。
- 3) 発電施設立地という限定的な問題から発足した委員会に対し、さらに会社の長期的な電源開発計画に沿って立地予定地点や環境調査を行うなど、長期にわたりかつ広範囲の作業を付託する。

以上のように、電力各社における公衆参加は多くの場合立地選考に関連しているが、立地問題を超越して公衆参加を求める領域としては、つぎのようなものである。立地問題から派生した問題が多い。

- 公衆への情報伝達ないしは啓蒙
- 消費者問題（例えば公衆の不満の処理、公衆のニーズの探求など）
- 消費者とのコミュニケーションないしは理解を得ること
- 電力利用の技術的助言
- 省エネルギー施策ないしはその問題点
- 調査・研究

3) ここでの公衆とは、発電施設立地に係わる公衆の場合よりも広く、一般公衆、消費者（需要家）、有識者、技術的専門家、教育関係などを含む範囲をいう。

企業体制上の公衆参加制度の位置

公衆参加制度が企業体制上どう位置づけられているかは、一面でその企業の熱意を示す指標であると同時に、他面では制度の成長度、発展段階を示すものである。しかし、現状では各社の組織図や機構図からは明白には読みとれない。公衆参加に関するガイドラインに示された公衆および企業の役割や権限によれば、以下のようことが指標となろう。

1) 権限の範囲

立地の最終決定権限を公衆グループに委譲した例は一つとしてない。問題は参加グループにどの程度の権限を付与しているかであるが、およそ以下の範囲に位置づけられるといえよう。

←知る権利——影響力——権威→
 (弱) (強)
 権限の範囲

右端の‘権威’付与の場合は、企業は公衆グループと意見の一致をみない分野について相互の立場を十分理解し得るよう努力する。意思決定手順のなかのトレード・オフを認め、さらに公衆参加プロセスが終了するまで企業は行動を起こさないなどの態度を示す。

中間の‘影響力’付与の場合は、企業の意味決定に公衆の意見や観点を反映させるため、公衆の意見、見方を吸収するプロセスとして行われる。例えば、EIS や消費者問題処理のための意見をきく諸制度などである。

左端の‘知る権利’付与は、企業の情報、政策の伝達周知、電力利用上の助言指導などサービス奉仕なり、苦情処理部門の活動、スピーカーズの活用など教育啓蒙の企業活動にみられるものである。

2) 組織上の位置

電気事業における公衆参加制度はいまだ試行中の段階にあり、電力各社に共通した機構はできてはいない。その企業にとって必要な部門と人員を充当している状況、または従来の部門に新しい権限を付加して対応している状態である。

3) 企業内の支援体制

公衆参加制度に対する企業の人材派遣、資金の投入程度もその企業の参加制度に対する位置づけを示す。現状では、委員会等へ技術スタッフ、調査スタッフ、情報スタッフの派遣、支援活動が一般的である。資金の投入に関しては会社の規模、財務状況等により自ずから異なるとしても、類型化は困難である。例示すれば、360ドル、18万ドル、30万ドル、公営企業では50万ドルを超える例もある。

公衆参加を成功に導く諸手段

公衆参加を成功に導びく手段として、いくつかの方法があげられよう。

まず中心的な課題は、‘公衆の信頼をとりつける’ことである。このため電力各社は公衆と協同する社員、公衆の立場に立って行動する社員を任命したり、また、社員以外に公衆の利益を代弁し得る人を任命したりしている。これは、地域社会を代表する人材の活用という政策を実行した例である。公衆参加の委員会に対する企業側の接し方として、限られた専門分野のスタッフに限らず、社内の各部門から必要に応じてスタッフを派遣し、直接に公衆側委員と接触させること、また、委員会に経営層の一人が出席すること、さらに委員会の会期中にトップ・マネジメントが顔を出すことの意義も大きい。

加えて、信頼性確立のために必要なことは、公衆参加に関する企業の方針、政策などを明確に規定しておくことおよび財政的援助である。ただし、財政援助については、資金の援助によって公衆が企業側を買収されたという疑惑を招かぬ配慮が必要である。財政措置をとるということは、本来、公衆の信頼性を得るために企業の熱意と姿勢を示すものだからである。

信頼性のつぎに考えられる手段としては‘公衆ないし参加グループの教育啓蒙’であろう。何と云っても公衆は電気事業の運営や参加制度の運営に全く不慣れであり、無知に近いといってもよい。公衆参加の委員会発足の初期段階で、その任務について十分啓蒙し、委員長を任命でなく、互選させるなど企業の委員会ではなく、‘われわれの委員会’という自覚を促すことが必要である。企業の事業内容に関して公衆に必要な最少限度の理解を共通に持って貰う教育を行っている企業もある。これに委員会の活動をより一層効果あるものにするためである。

以上のほか、企業側の資料を専門分野から生のままで出すのではなく、公衆が理解し易いようにすること、併せてこれらの資料を委員会開催に先立って配付しておくこと、などの細かな配慮も運営をスムーズにする上で役立つものである。また、委員会発足の初期の段階で、公衆が委員会運営に全く不慣れであることを考慮し、委員会を供給区域の各地区の事業所毎に設置し、委員会担当者が議事運営を援助することも有効な手段であろう。

1.3 発電施設立地における公衆参加のモデル

米国電気事業における公衆参加の実例を概観して、立地選考に関しては三つの主要なモデルをあげることができる。

A) 全面参加型

このモデルでは意思決定プロセスまで公衆参加が認められている。

B) 意見聴取型

このモデルでは公衆提供の資料や意見が聴取され、これらを参考にしながら企業は意思決定を下すことになる。

C) 随時参加型

このモデルは常設型ではなく、必要に応じて随時接触が行われるもので、意思決定に加わることはまずない。

モデル A), B) は企業の確定した戦略や計画に従うが、モデル C) は公衆に対応して企業側がスタッフを組織するものである。

モデルA—全面参加型 (図 1.1)

このモデルの最初の手続きは、どのような人員数と構成で公衆に参加を求めると、企業との連携はどうするか、といった規模、構成、運用手続きを決めることである。これらの手続きは、多くの場合企業側が準備する。

モデル A) の重要な手続きは、‘立地選考委員会を結成する’ことである。これが二番目の手続きとなる。公衆に対する参加懇請は、企業側から働きかける。相手を選んで面談し参加を懇請する場合のほか、参加を公募する企業もある。

委員会が結成されるとつぎの手続きはこれら‘公衆側委員に発電所運営について精通して貰うため、いわゆる教育啓蒙が企業のスタッフおよび技術コンサルタントから行われる’。発電所の現場見学も行われる。

教育啓蒙の段階が終るといよいよ‘立地選考’の手続きに入る。立地選考委員会は、期間を定めて別に専門小委員会なり全体会議なりを持って検討を重ねていく。技術面の検討に先立って

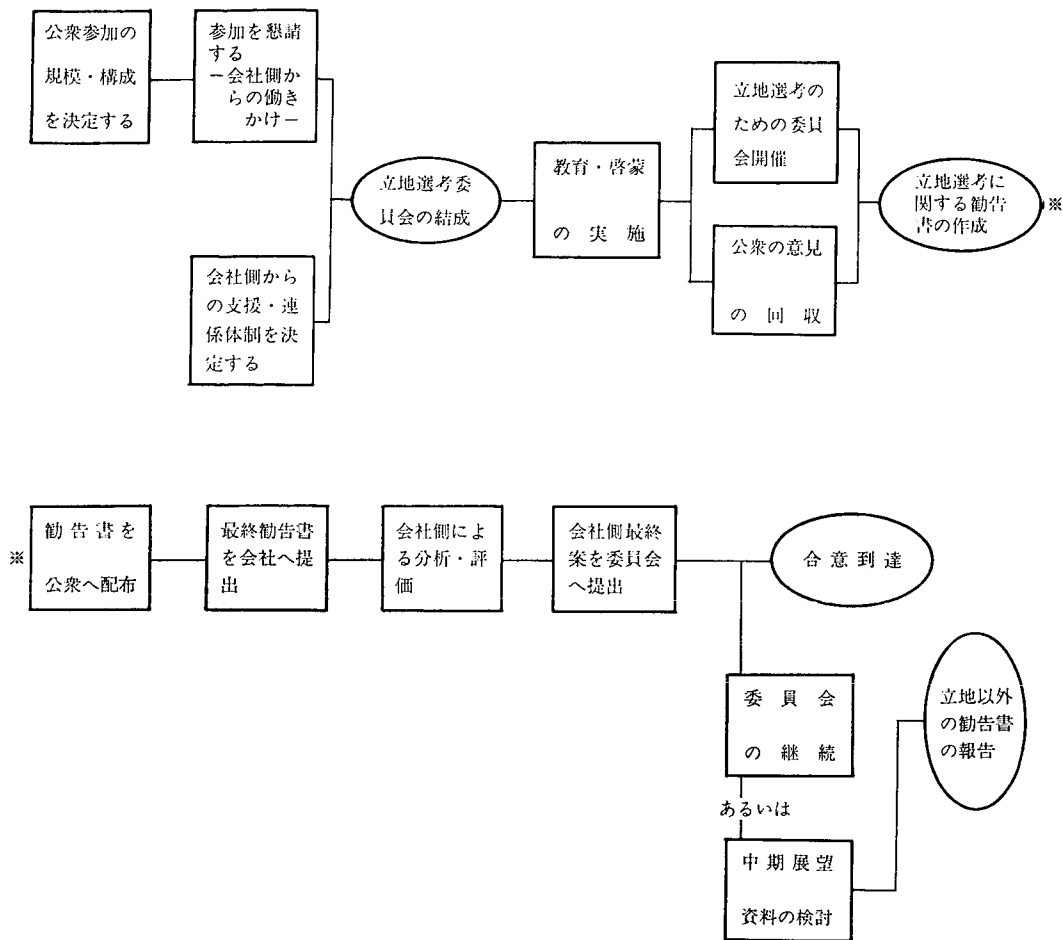


図 1.1 モデルA—全面参加型

技術コンサルタントに評価を委嘱するとか、技術面の評価は企業側が行うなどの例がある。

選考委員会は技術面の専門的評価を行いつつ‘発電所設置に関する地域住民の意見の提出を求める’。これは多くの場合住民集会の形で行われる。このほかニュースレター、地区会議、地区の諸グループとの会合などが活用された例もある。

‘立地選考に関する勧告はこの段階で粗案としてまとめられ、住民集会での評価という形で一般公衆に公開される’。その後‘企業に提出、評価分析を受ける’。

技術コンサルタントおよび企業スタッフによる綿密な評価分析を受けた後、‘企業側の意向が正式決定され、選考委員会に戻されてくる’。ここで企業側と選考委員会とが合意に達しなかった場合は両者でさらに検討を重ねていく。

モデルA)は合意に到達した段階で終了とはならず、‘委員会は衣替えしてつぎの問題にすすむか’あるいは‘そのままの形で特定地点の選定よりさらに広範な問題に取り組む’ことになる。その活動範囲は、宣伝広告政策、研究開発、長期電源開発計画に関する勧告を提出するもの、立地選考のプロセスの改善を取り上げる

もの、さらに将来の送電線立地に役立つモデルの作成などの例がある。

モデル A) の立地選考委員会の活動期間はおおむね 2 年間の場合が多い。

モデル B—意見聴取型 (図 1.2)

モデル B) は、すべて特定電源立地点の環境調査 (EIA) の手続きの際に採用されてきたやり方である。すなわち、このモデルは EIS を作成するという重要な作業に随伴して設置されたものである。

モデル B) の第 1 の手続きは 'EIS 粗案の作成' である。粗案は企業側が外部の技術および科学専門機関と協力して作成する。

つぎの段階は二通りのやり方がある。一つは、'インパクト委員会を組織し、EIS を検討し予想されるインパクトを処理する' ものである。もう一つの方法は単純に 'EIS 粗案を公開配付し、これに対する意見を求めるもの' である。EIS 粗案を多くの環境保護グループや利害関係グループに配布するとか、関連する諸行政機関にも配布した例もある。'公衆側からの勧告書、コメントおよび批判は企業に回収され、

その後修正された '最終案が作成される' ことになる。

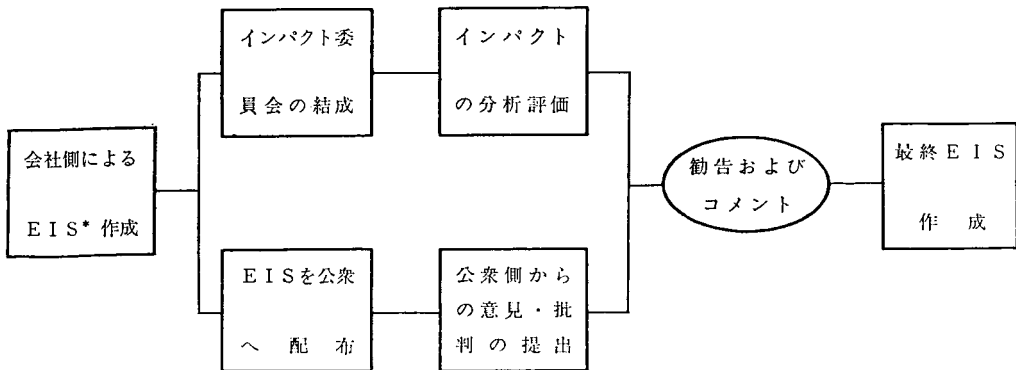
モデル C—随時参加型

この方法は、モデル A) ないし B) よりは参加し易いタイプであり、'各地域の企業の社員を必要に応じて公衆との連絡、調整に責任をもって当らせること' を中心としたものである。

コミュニティ・リレーションズ担当者に責任をもって公衆の不平不満の処理に当らせ、公衆の関心問題を掌握するため定期的に公衆との会合を開く、また、地方レベルでは企業の代表としての役割を持たせている例、あるいは、これらの業務を地区担当マネージャーを通して処理させている例もある。これらの担当者は、地域社会の公衆グループと直接、接触しつつ企業と地域社会との間の問題解決に当たっている。

1.4 公衆参加の利点と障壁

公衆参加に対する評価は、厳密な意味ではまだ確立されていない。しかし、主観的な印象や若干の利点・障壁について触れたものからみると、公衆参加の結果に対する満足度はおおむねプラス評価である。一般的には、参加の帰結と



*EIS=環境影響報告書

図 1.2 モデル B—意見聴取型

して受け取られる成果の得点は高いものと思われる。公衆参加制度に参加したグループは、期限とか制約条件を考慮するので、コストと時間を自覚した行動をとると見做されるのが普通である。参加グループは、多くの場合、外部の専門機関より良心的とみられている。なぜなら参加グループは、おそらく自分たちの参加は、その有用性を証明すべく始められたものと受け取っているからである。以下に、公衆参加制度が有効に機能したと評価している例を2社あげてみよう。

一つは、公衆参加を最初に導入した際の中心課題は、公衆と電力会社とが発電施設のサイト決定に関して果して協力し得るものなのかを試すことにあった。しかし結果は満足すべきものであったため、その後も引きつづいて他の立地計画にも参加制度を採用、さらには全面参加型に発展させた例。

もう一つは、公衆参加によって得られた地点の許認可プロセスがスムーズに運んだ例。反対する新聞は皆無であり、環境保護グループの介入もなく許認可が予定通り取得できた。こうした例はこれまでになかったと参加の結果に満足している。

利 点

公衆参加から導き出された利点が明らかな分野としては、つぎの二つがあげられよう。すなわち、企業運営上の改善面と実施計画の改良面とである。

- 1) 企業運営上の改善面についてみると、公衆参加制度導入による効果は直ちに従業員のモラルの向上と仕事上の連携面の向上で示される。例えば、立地選考委員会を手助けた従業員に明らかな変化が生まれた。問題を広い視野から眺めるようにな

ったが、これは企業ならびに環境主義者双方の関心事に対するセンシビリティが向上したことによるものである。

また、立地選考委員会の役割をさらに拡大し、より広範なエネルギー計画立案や立地関連の諸問題の解決まで付託した例もある。委員会メンバーの示した知識・能力が非常に高いレベルにあったため、委員会の公衆グループはいまや立地に限らず会社の計画や開発についての新戦力となっている。

費用一便益の観点からも公衆参加は訴訟関係の費用を間違いなく節減していると考えられる。公衆の不安、心配、怒りなどを聞きとり、また、情報を交換する機会を持つことによって訴訟の件数を減らしている。

さらにもう一つの企業側の利点は、公衆参加によって公衆の間に企業への信頼感が拡がること示されよう。ある意思決定の過程に参加した公衆は、その決定の片棒をかついだことになる。したがってこの決定が実施される場合には、企業を支持するのが普通であり、さらにこの決定に関連する諸問題についても高いレベルの理解を示すようになる。そこから企業に対する態度が好意的なものへと移行する例がよくみられるのである。

- 2) 実施計画面での改良では、企業の実施計画作業の改善、とくに電力施設の立地においてその成果がみられる。

まず、立地手続きが容易にすすめられる。立地計画に公衆も参加しているため、立地地点の住民に受け入れられるようである。土地所有者は、この計画が地域社会を

尊重していることを知り、土地の取得がより円滑にすすめられるようである。こうした背景により、規制機関の承認も同様にスムーズにすすむようである。

さらに、公衆参加を通じて問題点、係争事項を早期に議題にすることによって後日になって表面化するとか、全く見落していた問題によって引き起される手続きの遅延とか、追加費用を免がれることもできる。要するに、計画はより信頼されるし、企業はより紛糾を少なくすることができるのである。

- 3) 決定の内容も改善される。公衆参加グループの知識と問題意識は向上し、豊富な蓄積を持つようになってくると、企業は立地関連諸問題の検証をこれら参加グループに任せるようになってくる。

さらに、公衆が参加した場合、その決定はより周到になり、バランスのとれたものになるようである。ある問題に対する公衆の利害関係を全面的に洩れなく指摘することは、1人の人間には手に負えないほど複雑多岐なものである。こうした公衆の利害関係の全領域は公衆参加を通して意思決定によってより効果的に取り上げられ織り込まれ得るのである。

障壁

電力各社に導入されつつある公衆参加には克服すべき障壁がいくつかある。

- 1) その一つは、社内に見られる各人、各部門間の関心の違い、目標の違いから生ずる矛盾の結果起きる問題である。例えば、発電施設の用地選択や買収に携っている社員にとって公衆参加が問題を投げかけることになる。その企業の社員や用地取得の責任

者にとっての関心事は、用地を少ない費用で、できるだけトラブルを起さないようにして獲得することにある。しかし、実際の立地選考に先立って社外の第三者が入り込んできて、住民と取り引きをすることをとやかくいうことは、自分たちの権限を侵害するものと受け取るのである。

- 2) つぎの問題は企業と公衆が協力して取り組まなければならない問題である。すなわち、普及しつつある公衆参加をもっと効果的な方法に変えていくつもりがあるかという問題である。

- 3) 公衆参加を完全ないし十分に整備しようとする際生じる障壁として、具体的にはつぎのような問題をあげることができよう。
- 公衆グループに教育、啓蒙を行う際の簡明な教材と経験の不足
 - 公衆との討議に先立って準備する基礎資料の不足（この資料不足は公衆側の反感と怒りを招く）
 - 時間や地理的制約で委員会が容易に開催できないこと
 - 公衆グループにとっての活動資金が不足していること（これは最もよくある障壁である）

1.5 公衆参加の今後の方向

公衆参加に関する米国電気事業のこれまでの経験のなかから、三つの主要な動向を読みとることができる。

その一つは、消費者運動の組織化に、また広い意味での公衆参加制度にひきつづき高揚がみられること。

二つには、環境問題やエネルギー問題の政策決定面に、したがってひいては電力各社の意思決定面に政府の役割が増してきたこと。

三つには、上記の状況と併行して、電力各社は意思決定の際に公衆参加を求め、活用する事例が多くなっていること。

これら三つの動向は相互に関連し合っているので、導入された公衆参加制度の将来に関しては、無数の可能性があると同時に解決しなければならない重要な鍵がある。すなわち、公衆、企業および政府の三機関が、それぞれ将来に向けて計画をすすめる際にひき起すであろう重複・対立をどう調整するかという点である。

まず、公衆の動向と電力各社の動向との間が最も調整し易いように思われる。公衆参加の実績は電力各社に無視できない利点を具体的にもたらしており、さらに、意思決定の手段を充実させ、各種の市民グループの要求や議題を効率的に処理するプロセスを確立させた。

公衆の動向と企業の動向との間を調整する鍵は、相互の交流に対していかに効果的にバランスのとれたアプローチをするかということである。双方の交流の雰囲気は協力的であることが、公衆と企業間の利害問題や意思決定の問題の解決に重要な役割を持つものである。

つぎに公衆と政府との間の動向についてみれば、エネルギー関連問題における政府の役割が増大し、これに伴って参加民主主義の動向が生れてきている。エネルギー開発問題に関する公衆参加制度のあり方においても、政府の増大しつつある役割はこの成否の鍵をにぎることになる。公衆側の自発的な参加、草の根運動的な参加から生れた価値観や共同意識、すなわち、参加から導びき出された好ましい政果を政府は決してその機構の中にまねたりはしないであろう。したがって、エネルギー開発問題の将来を左右する戦略は、一方で政府の責任を強化すると同時に、他方では公衆の自主的な参加と公衆

の声を代弁する参加を確保し、さらに強化することであろう。

また、本質的に同様のことがエネルギー開発における政府と私企業との協力を確立するのに志向される。米国の産業界でみごとに発露されている創造性は勿論のこと、自主性、先見性がここでも支持・奨励されなければならない。エネルギー開発のような国家の将来にとって中心かつ重要な分野における企業の活力は必要不可欠なものといえる。同時に企業との連携は、必要な保護措置をとる政府の責任によってバランスがとられ、援助されなければならない。また、エネルギー政策決定に際して、国家全体としての利害が考慮されなければならない。

企業として、政府—企業間のバランスをとることに寄与する方法は、公衆参加によって、すでに得ている決定を政府に伝達することであり、他方、政府としては政府機関における参加制度に改善・改良を加えながら、企業が法に定めた諸基準を満たすよう補助することである。

将来、公衆参加は、エネルギーに関する意思決定における公衆/電力会社/政府のパートナー・シップを効果的に結合させる一般的な手段となるだろう。

2. 発電施設立地の合意形成に対する米国電力各社の考え方

2.1 Open Site Planning プロセス

米国において、発電施設の立地を円滑にすすめるための方策として、1970年代から80年代にかけて‘Open Site Planning’プロセスと呼ばれる新しい試みがされてきた。「エネルギー施設の計画者（電力会社）が規制当局および公衆（地域住民等）とそのプロジェクトの計画の

早い段階（計画の内容がまだ固まらない時期）に当局や公衆の関心ある問題について効果的な協議をするならばプロジェクトの計画内容はより改善され、許認可に当たっての費用や時間の浪費を最少限にすることができよう」という認識である。下院エネルギー・商務委員会委員長は、このような認識のもとに、Open Site Planning プロセスが米国のエネルギーの必要性和環境の保全とを調和させるのに役立つかどうか、また、今後もしこの方式が拡がっていった場合に、連邦政府はどのような役割を果たすべきかについて、合衆国会計検査院（GAO）に諮問をしている。GAOはこの諮問に対し、Open Site Planning プロセスの実例を含む報告とともに、「連邦政府はエネルギー施設の立地に関して、早期の、公衆、規制当局および電力産業との協調を推進すべきである」と勧告している。

予想される利益

GAOは、この方式がもたらすであろう利益をつぎのようにみている。すなわち、Site Planning に規制当局や地域住民が早期に参加し協議することによって、電力会社の立地計画をよりよいものに改善することができるであろうし、また、エネルギー施設を立地したいという電力会社の要請を地域住民が受け入れる際の不安を少なくすることができるということである。

また、それぞれの立場からの利点としては、電力会社としては：

Open Site Planning をすすめることによって、会社が立地に伴って投入する時間や費用を節約することができるのに加えて、電力会社に対する地域住民の信頼性やイメージを高めることもできるであろう。

地域住民としては：

Site Planning の早い段階に参加することによって、計画されているエネルギー施設が地域住民に及ぼす環境上および社会経済的インパクトに対して好ましい影響を与えることができるであろう。

規制当局としては：

Site Planning が早期に公開されれば、その立地計画の許認可、EISの作業をすすめるに際してより多くの情報と時間が与えられるため、さらに立地の種々の基準や立地調査の種々の手法および環境上の分析に早い機会に助言することができる。したがって所期の目的をより効果的に遂行することができる。

とみているのである。

Open Site Planning プロセスは、行われはじめてまだ日の浅い試みであり、種々の立地点の条件に合わせてこのプロセスを企画し運用するのはかなり困難なチャレンジであるとGAOは指摘している。結局、GAOの見解によれば、この方式はこれまでの立地に対する規制プロセスを柔軟かつ自発的（法による規制ではなく）な形で協調することによって補完するものであるとしている。現行の規制プロセスをOpen Site Planning プロセスが補完することによって国内に必要とするエネルギーの開発と環境の保護、および公衆が参加することの価値とを調和させるのに役立つとみているのである。

連邦政府の役割

Open Site Planning プロセスを推進していく上での連邦政府の役割についてGAOは先に引用した勧告書でも触れているが、報告書では以下のように説明している。すなわち、「立地問題をすすめていく上での主導権は多くの場合電力産業や州にあるが、連邦政府もまた一つの

役割を持っており、Siting プロセスを従来よりもさらに公開し、合理的かつ効果的にすすめることを援助できるのである。

また、現行の連邦政府の環境政策自体もすでに基本的には Open Site Planning プロセス構想を受け入れているものであり、この方式を広く推進するための一つの根拠となっているとみている。しかしながら Open Site Planning プロセスを広くすすめていくには、電力産業、地域住民および州の協調が必要である。GAO は連邦政府がこの方式を積極的に支援できる場合として、つぎの三つの状況をあげている。

- 1) 多くの場合 Open Site Planning プロセスは EIS の取り組みとは別個に行われており、時には EIS より先に始められる。Open Site Planning プロセスや EIS に対する電力産業や州の取り組みを援助することは、連邦政府の適切な活動の一つである。例えば、ある州の地点 'banking' プロセスは、特定の開発地点提案前に受け入れ可能な地点を探すか、このようなプロセスにおいて連邦政府の規制が候補地点の受け入れ可能性にどのように影響するのかという疑問を起させる。このような疑問を明確にするため、連邦の規制当局と早期に協議することによって不安を最少限にすることができよう。
- 2) EIS プロセスは、早期かつ公開の協議をすることによって、Site Planning プロセスを発展させる公開討論の場として利用することができよう。このような形での利用は、ある面では連邦政府当局が Site Planning の早い段階に関与するのを好まない風潮があることによるものであり、また別の面では立地が確約される前に連邦政府が

一方的に EIS プロセスを開始してしまうことにもよるのである。このような状況は、もし連邦政府当局がプロジェクトの計画者や州に対しその計画の早い段階（地点選定の自由がまだある時期）に EIS プロセスの作業を開始するようすすめれば改善できるであろう。

- 3) Open Site Planning プロセスの種々の試みに関する情報やその結果は、従来通りのやり方を続けたがるエネルギー施設の計画者や州に対して、この方式をやってみさせることになろう。GAO は、こうした情報を提供することも連邦政府の適切な活動であるとしている。

2.2 Open Site Planning プロセスに対する電力各社の見解

発電施設の立地において、時間や費用を節約し、立地計画をより受け入れ易くするというのが Open Site Planning プロセスであるが、当の計画主体者である電力各社の受けとめ方は必ずしも積極的とは限らない。

アンケート調査および若干の関連資料から得た知見にすぎないので、これだけで米国における電力各社の全体としての傾向を把握することはできないが、以下、Open Site Planning プロセスに対する各社の見解を事例的に拾ってまとめてみよう。

まず、Open Site Planning プロセスが現状のまま広く一般化するとみているところは少なく、この方式を推進するには今後何らかの法的措置が必要である、あるいは現状のままでは一般化はしないとみているところの方が多い。

今後この方式が広がるとみているのは、Southern California Ed. 社、San Diego Gas & Electric 社および Duke Power 社である

が、前の二社はいずれもカリフォルニア州に所在している。カリフォルニア州はカリフォルニア・エネルギー委員会 (CEC) が Open Site Planning プロセスを実施しており、ここでは発電施設の許認可を約3年程度で得ている。今後拡がる理由として、立地プロセスにおいて公衆の意見をきくことは重要であり、しかも早い時期に地域住民の意見を得ておくことが、長期的にみて種々のトラブルが起きることを減少させることになる点をあげているが (Duke Power 社)、GAO の見解と一致する例であろう。

こうした見方に対して、何らかの法的措置をとらない限り推進するのは困難とみているのが Carolina Power & Light 社, Commonwealth Ed. 社, Baltimore Gas & Electric 社および Northern States Power 社等である。法的措置が必要な理由あるいはこの方式に否定的な見解としては、およそつぎのように大別できよう。

その一つは、立地プロセスの早い時期に公衆 (地域住民等) が参加することは、感情的、政治的あるいはその他の要因からその立地プロセスを手を負えぬものにしてしまう危険性がある。

その二は、'Open Site Planning' プロセスという形をとらなくても環境上の許認可プロセスに公衆が参加する機会はかなりあるものと考ええる。

その三は、Open Site Planning プロセスは立地のどのケースにも適用されるものではなく、個々の事例による、あるいは地域的な要因によるものと考ええる。例えば、経済性において有益かつ現実的である場合とか、立地がその地域社会に与える影響の内容、あるいはその地域社会が立地に反対する内容などによる。

以上のように、Open Site Planning プロセ

スに対する電力各社の見解は、どちらかといえば一般的にうまく機能しているとは受けとめられていないようである。しかし、その事例の状況によっては有効な手段になり得ることも否定されてはいない。こうした受けとめ方の背景には、米国民の伝統的な参加民主主義の立場から公衆参加を価値あるものとする建て前論、および企業として事業活動にあくまで経済性、合理性を求める (時間や費用や労力の節約) 上からの肯定的な見方がある一方、現実の問題としては、公衆に対する不信感 (純粋に技術的、経済的側面からの反対ではなく、感情的、イデオロギー的立場からの頑固な反対) および私的企業活動に対する公的規制、政治的介入を好まない企業の体質からの否定的見解もあるといえよう。

GAO が積極的にこの方式を推進しているのに対し、電力産業側がいま一つ顕著な反応を示さないのはもう一つの理由が考えられる。それは、近年、米国における多くの電力会社が主として資本費の高騰と電力需要の減少ないしは停滞から新規発電施設の計画実施を先に延ばす、あるいは無期限に延ばす状況にあること、したがって発電所の立地は、最早緊急性のある問題、論争を呼ぶ問題ではなくなったことによるともいえよう。

2.3 発電施設に関する公衆参加

立地プロセスに地域住民だけでなく規制当局も加わる '拡大発展' 的公衆参加、Open Site Planning プロセスに対し、一般的な公衆参加 (候補地点、周辺地域の住民参加) はこれまでも立地のいくつかの段階で行われている。また、現行の立地の法的手続のなかでも Public Hearing として実施されている。このような形の参加は立地推進の有効な手段になり得ている

のかいないのか、また、なり得ていないとすればその理由は何か。

公衆参加は効果的手段か

まず、一般的な公衆参加が効果的な手段とみている事業者は、先の Open Site Planning プロセスの場合よりも多い。Open Site Planning プロセスの経験のある Pennsylvania Power & Light 社および Northern States Power 社のほか、San Diego Gas & Electric 社、Baltimore Gas & Electric 社および Potomac Electric Power 社などがある。

また、公衆参加が立地推進に有効な手段であるとみている理由は、主として、立地に関する公衆の「不安を解消する」上で効果的と考えられていることである。例えば、「公衆参加は候補地点を決定する以前に、早期に地点を公開し、公衆の不安を解消することを通して地点決定を成功させる機会をつくるものと確信している」(Pennsylvania Power & Light 社)や、「計画の成就が若干遅れたとしても、発電所の設計を変更するかあるいはレイアウトを修正するかという問題に対する公衆の不安を解決すること、あるいは例えばある種の不安があってそれを軽減することがなぜできないのか、といった問題を公衆に説明する必要がある」、「ほとんどの事例では、公衆の不安は誇張されている。公衆の参加は、初期の段階で事業者に公衆のあやふやな不安を解消する余地を持たせるものである」(Baltimore Gas & Electric 社)という指摘は代表的なものであろう。

つぎに、公衆参加は立地点の決定を成功させる上で効果的な手段ではないとみている電力会社も相半ばしている。Southern California Ed. 社、Carolina P & Light 社、Philadelphia Electric 社、Detroit Ed. 社、Commonwealth

Ed. 社および Public Service Indiana 社の各社である。

効果的でないと考える理由は、主としてつぎの二点である。

一つは、公衆は本来、発電施設のような迷惑施設が自分の近くに建設されることには反対なのであるから、参加しても結局は反対に終始してしまうと考えられる。

二つには、逆に公衆の関心や立場は変わり易く、公衆相互において統一した意見に達することは困難と思われる。

以上のような理由は、公衆不信ともいえる見方からでており、「公衆参加」の意義を認めない、あるいは価値を評価しない立場に通じるといえよう。また、直接の利害関係にある公衆の参加よりも、広範にわたる関心問題を処理し調整することができる立場にある「公衆の代表者」(例えば特に選ばれた行政担当者および公衆関係の行政機関)の参加の方が必要であるという見解もある (Detroit Ed. 社)。

公衆の範囲・参加の段階

米国の電力各社が経験してきた、発電施設に関連する公衆参加において、公衆の範囲、参加の段階、公衆の役割は、およそ以下のように考えられている。

公衆の範囲：

- 立地候補地点およびその周辺の住民
- 地域社会のオピニオン・リーダー
- 環境保護主義者
- 立地および関連問題の専門家

など。

このうち「誰」が参加すべきかについては大部分を網羅してあげているところが多いが、なかには地域社会のオピニオン・リーダーだけに限定している事業者 (Baltimore G & Electric

社)とか、逆に、立地に関心を持つすべての人と範囲を大きく拡げている事業者もある。参加すべき公衆として消費者運動家をあげているところはあまりない。

立地プロセスのどの段階で参加すべきかについては各社さまざまである。立地プロセスの主要な段階としては、

- 複数(多数)の候補地点が選定された時期
- 2~3地点にしぼられ比較吟味される時期
- 最も有望な最終地点決定の時期

などの時期が考えられるが、これ以外の‘もっと早い時期’から参加すべきと考えている事業者もある。例えば「候補地点が選定された時点では遅すぎる場合が多い。発電所建設計画が必要となり、地点が審理され、調査地域が決められるできるだけ早い時期に参加すべき」(Pennsylvania Power & Light 社)、「早い時期に。例えば新規発電施設が必要と決定された直後」(Northern States Power 社)などできるだけ早い時期からの参加を考えている。

公衆参加の役割

参加する側の役割、参加の仕方はどうあるべきと考えられているか一意見を述べるにとどまるのか、あるいは意思決定にも参加すべきなのか。「意思決定にも参加すべき」と考えている事業者は得られた情報の範囲では皆無である。事業者が公衆参加に期待するのは、‘情報や意見や助言を得ること’すなわち地域住民の立場からの意見を述べる役割、立地点やエネルギー技術に関して専門的知識をもとに意見や助言を表明する役割なのである。‘最終的な意思決定’は事業者の主体性、経営権の範囲の問題であり、最終段階への参加を認めないのはいわば当

然のことであろう。また、公衆の意見が立地プロセスのなかでどう処理されるのかについては「意思決定プロセスの一つの資料となる」(Duke Power 社)が一般的である。

以上、立地をスムーズに成功させる上で公衆参加は効果的な手段となり得ているのかについて電力各社の事例をみてきたが、公衆参加の意義を‘建て前’として理解するのか、あるいは真に有効な手段として機能させていくのかはその事業者の経営姿勢に深く係わる問題といえよう。勿論、立地が成功するかどうかは公衆参加だけに依るものではなく、用地の物理的条件、各種の規制要件、事業者の資金調達能力など種々の要因が係ってくるものと考えられる。こうした問題を考え合えると、Open Site Planning プロセスを含めて、電力各社にとって公衆参加とは、立地を成功させるという直接的な効果のほかに、公衆参加を通して電気事業に対する地域社会の理解を得る、電力各社に対する良いイメージをつくっていくというメリットを期待しているということもできる。特に米国の場合、電力各社は、法人市民(Corporate Citizen)として地域社会に貢献し奉仕するという認識があり、地域住民との協調は不可欠と考えられているからでもあろう。

公衆の意見聴取の方法

立地に際して、広い意味で電力各社が公衆の意見一同意、反対および附帯条件などをいつ、どのような方法で得ているか、また、各社はこれら公衆の意見を Site Planning にどのように反映させるのか。法的に義務づけられている Public Hearing のほかに自主的に行っている方法はどのようなものか。

実際には各社ともさまざまな方法で意見聴取をしているが、大別して二つの方法がとられて

いる。社内的に意見聴取のための特別の組織ないしは担当者を決めて取り組んでいる場合と、それ以外の方法である。以下にあげたのは各社が実施している具体例である。

特別の組織ないし担当者を決めている例：

- 地域社会、州・連邦政府担当者と連絡をとることを任務とする representative を配置。この representative を通して計画中のプロジェクトに対する地域住民や一般公衆の支持や反対の程度をつかむ。この感触をもとに、立地の可能性がある場合にはそれを地域社会の諸計画に合わせる努力をする (Detroit Ed. 社)。
- advisory committee の設置、活用。意見聴取の方法としては主としてこれを活用している。このほか、地域社会のリーダーとの会合、Public Hearing および世論調査のなかに組み入れたりしている (Pennsylvania Power & Light 社)。
- 地域リーダーと緊密に連携。地域リーダーとその地域に発電所を立地することに対する予想し得る公衆の反応に関して助言や相談に応じるため緊密な連携をとっている。この任務に配置された担当者は、その担当地域や、地域のリーダーを日常の業務を通して十分理解している (Commonwealth Ed. 社)。
- Public Affairs の専門家を地域社会に配置。通常、Public Affairs の専門家は、地域社会のリーダーや議員と緊密な接触を保つよう地域に配置されている (Baltimore Gas & Electric 社)。

その他の例：

- 地域住民の情報資料をとりまとめ、地域社会内の種々のグループ、市や郡の行政当

局に送付したり、新聞として発行する。また地域内で非公式のワーク・ショップを開催したり、市民グループの一つに候補地点の環境上の検討や住民集会の開催を諮問した例もある (San Diego Gas & Electric 社)。

- 地域社会の各種市民グループ、諸団体の開催する会合に出席して、また、市、教会の各種のグループへの立地計画の公開を通して公衆の情報を得る (Baltimore Gas & Electric 社)。
- 地域の会合、質問票、展示、印刷物、広告等を、公衆の気持をつかむため利用する。入手した情報は、有用かつ甚だしい出費を伴わない限り公衆の関心問題に応じるために利用する (Potomac Electric Power 社)。
- 供給区域内で何回かの意見調査を行う。これらの調査結果は、経営側が立地調査で配慮すべき問題に役立っている (Duke Power 社)。

以上のように電力各社が立地に際して自主的に行っている公衆の意見聴取、活用の方法は、立地に限らず、料金など他の問題でも利用できる方法である。公衆参加の方法であると同時に広い意味での電力各社の Public Relation 活動としても取り組まれているのである。

2.4 合意形成における行政機関の役割

発電施設の立地に関連して、計画者である電気事業者と立地点の地域住民との合意形成に、連邦や州や地方行政機関が何らかの形で援助・協力することは望ましいことか。Open Site Planning プロセスもその一つの形態といえるが、望ましいとすればどのような関与の仕方が適当なのか。

電力各社の見解としては行政機関の援助・協力は望ましいとする事業者の例が多い。望ましくないと思っている事業者も若干あるが、この場合、連邦や州や地方の行政機関が合意形成の過程に直接関与するのではなく、それぞれの行政機関が相互に連携、協力することが最もよい方法であるとしている (Commonwealth Ed. 社)。すなわち、各レベルの行政機関が相互に連携協力することによって、現行許認可プロセスの一つの問題点でもある申請書類の重複を排し、規制内容の検討を効率化し、種々の決定をタイムリーに行うことができる。また、ひとたび決定したことは、決定の根拠を著るしく損うような新しい情報が出されない限り再考慮しなくてすむのである。行政機関の関与の仕方として各社が考えている役割はつぎのようなことである。

- 規制機関や委員会等は公衆の意見を引き出すためのフォーラムを開催すべき。これらの機関はまた、発電施設立地や認可に関連する数多くの問題を調整するのに必要な専門家も擁すべきである。地方政府の計画担当局等は‘受け入れられる’立地点を確定するのに援助が必要な場合に役に立つ (Detroit Ed. 社)。
- 行政機関は、規制要件にみられる多くのあいまいな点を明確にする。また、立地、建設に係わる申請書が事業者から提出されたら直ちに審査すべきである (Potomac Electric Power 社)。
- 行政機関は、紛争解決の役割をもって立地に係わる公衆の会合や作業に参加すべき (Baltimore Gas & Electric 社)。

以上のように、行政機関に具体的な対応を求める事業者がある一方、

- 立地ないしは建設プロセスにおける連邦ないしは州の援助は、NEPA の現行の体系および EIS プロセスの範囲内で行われる場合においてのみ望ましい。現行の EIS システムで準備されるものを超えた規制機関の関与は、いかなる形のものでも望ましくない (Public Service Indiana 社)。

というように、行政機関の介入的関与は望まない事業者もある。そうしたことよりもっと広く日常的な Public Relation 活動を通して合意形成の基礎をつくることにむしろ役割があるとする事業者 (Philadelphia Electric 社) もある。

立地推進や合意形成に、連邦や州、地方行政機関の援助が望まれてはいるものの、現状ではまだその具体的なイメージがはっきりしていないのが実情である。したがって事業者はこれまでの経験から、行政機関の役割を強化することは公的規制の強化や政治的な力の介入につながりかねないという危惧も出てくる。Open Site Planning プロセスの進展、許認可手続きの簡素化、効率化などの法的措置も含めて、行政機関の役割—援助や関与の仕方が、今後、議論されることになる。

2.5 規制機関と現行許認可システムの問題点

前項の行政機関の役割と関連して、規制機関と立地に関する現行許認可システムの問題点に触れてみたい。

発電施設の建設のリード・タイムが予定より長びくことは、米国の電力各社においてもよく経験することである。リード・タイムが長びくことは、電気事業者にとっては財務上の負担も増すことになり、事業運営上に種々支障をきたしている。現行の許認可システムの下で、リード・タイムを長びかせる原因としては、およそ

つぎのような問題が想定されよう。

- 法的に義務づけられている Public Hearing が予想より長びいた
- EIS の準備に膨大な時間を要した
- 地域住民の合意を得るのが難行した

これらの問題も含めて、実際にはどのような問題が原因となってリード・タイムが長びいたのか。以下にあげたのは各社の経験例であるが、まず明確に指摘できる主要な原因は規制機関および規制プロセスの問題である。

- 規制当局が審議を拡大したことにより許認可の発給が遅れた (Philadelphia Electric 社)。
- 規制要件の変更によって建設中の発電所の設計修正をよぎなくされた (Detroit Ed. 社)。
- 新しい法律の施行や修正、あるいは現行法に対する規制機関の解釈によって規制要件が変わったりしたこと (Commonwealth Ed. 社)。
- 規制機関が許認可の過程で非常に多くの情報を要求したため。また、規制機関は時には申請者に対し、ただ一つのプロジェクトについて2～3の規制部門を満足させることを求めるが、相互にオーバーラップすることがある (San Diego Gas & Electric 社)。
- 規制機関の処理が遅いため (Public Service Indiana 社)。
- 規制機関が最終認可を発給するための意思決定が遅れた (Carolina Power & Light 社)。
- 法的に義務づけられている Public Hearing の期間が長びいたため (Commonwealth Ed. 社, San Diego Gas & Electric

社, Public Service Indiana 社および Northern States Power 社)。

- 原子力発電所の安全性に対する公衆の不安増大のため、計画の設計フレームを変更したため (このうちのいくつかは TMI 事故に関連する検討結果による) (Pennsylvania Power & Light 社)。

これらは、規制機関の処理能力の問題とともに、規制のあり方、規制の内容にも係わっており、現行の許認可システム、規制プロセスにも問題があることを指摘している。

さらに、リード・タイムを短縮するための方策、措置について、各社はどのようなことを考えているのか、以下に問題別にあげてみよう。

規制機関・規制上の問題：

- 錯綜している環境上の諸規制を改変し流れをよくすること (Carolina Power 社)。
- 規制機関の意思決定プロセスに拘束力のある dead line を設けること (Baltimore Gas & Electric 社)。
- 建設中あるいは建設のすすんだ段階の発電所に影響を及ぼすような新規の規制は許されるべきではない (Detroit Ed. 社)。
- 規制機関は、全体としての利益と環境への影響を比較検討して決定を下すべき。この許認可プロセスは現状ではあまりにも長い。1年以内に短縮すべきである (San Diego Gas & Electric 社)。
- 規制機関は専門的に有能であることが必要であり、公衆の意見で動かされるべきではない (San Diego Gas & Electric 社)。

公衆参加に関連する問題：

- 将来、発電所建設に関して、広範な公衆参加がとくに立地プロセスにおいて考えられている。この種の公衆参加が立地点の早

期確定や、予想以上に規制プロセスが遅れることを防ぐのに役立つことを期待している (Pennsylvania Power & Light 社)。

- 規制機関と公衆とが早期に協議し、すべての候補地点および環境上の問題点や不安を洗い出す (Potomac Electric Power 社)。
- 許認可プロセスの全段階を通して干渉者の介入を制限すること (Philadelphia Electric 社)。

以上のほか、技術的・エンジニアリング関連問題として、より小規模で環境上受け入れ易いユニットにする、発電所設計の標準化をさらにすすめる、発電所の用地に対して、予備認可用地、予備認可標準設計にすれば認可所用時間のクリティカル・パスを縮小あるいは排除できるなどが考えられている。

現行の許認可プロセスの欠陥あるいは問題点についても、リード・タイムの短縮と共通しているが、特に強調されているのは、申請から許認可までのプロセスがあまりにも長期すぎる—決定が早期に出ないという点である。EIS の準備・作成、Public Hearing の期間が長期化することはさらにリード・タイムの長期化に拍車をかけるものとも指摘されている。

近年、発電施設立地建設のリード・タイムを短縮するため、規制当局である州や連邦が現行の許認可プロセスの改善策を検討している。各州では、すでに 1970 年代から 'Power Plant Siting Act' の類の州法の制定が拡がっており、このなかに申請方式の簡略化—一括許認可や規制機関への公衆参加などが織り込まれている。原子力発電施設の許認可プロセスに関しては、1982 年に連邦エネルギー省 (DOE) および原子力規制委員会 (NRC) が、それぞれ抜本的な改善策を提案している。これら改善策の骨子となっている、一括許認可、立地点の事前承認と設計の標準化、および Public Hearing の改善等は、先の電力各社の指摘からみても根拠のある内容といえよう。

参考文献

GAO; Report to the chairman, Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, Nov. 13, 1981

高橋真砂子; 米国電力各社における PR 活動の現状, 当研究所内部資料 No. 247, 58 年 5 月 31 日

(たかはし まさこ)
経済部
社会環境研究室